

# 尾道市では、 骨髄・末梢血幹細胞ドナー(提供者)と、 ドナーを雇用する事業所に、 助成を行っています。



公益財団法人日本骨髄バンクが実施した骨髄・末梢血幹細胞移植の提供完了者が対象

骨髄・末梢血幹細胞ドナー

ドナーの雇用事業所

(国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所は除く)

尾道市に住民票があり  
骨髄・末梢血幹細胞の  
提供を完了した方

尾道市に住民票がある  
ドナーを雇用している  
国内の事業所

市外に住民票がある  
ドナーを雇用している  
市内の事業所

骨髄・末梢血幹細胞を提供した証明書を日本骨髄バンクからもらい、  
提供が完了した日から1ヵ月以内に、申請書等に添えて尾道市に提出します。

市の審査後、交付決定通知書が申請者に届き、請求により助成金が支払われます。

## ドナー助成金

- ・通院 1日あたり 5千円
- ・入院 1日あたり 2万円

1回の骨髄・末梢血幹細胞の提供につき  
10万5千円を上限とする

## 事業所助成金額

- ・ドナーが骨髄・末梢血幹細胞の  
提供を行う為に休業した日数  
1日あたり 1万円

1回の骨髄・末梢血幹細胞の提供につき  
9万円を上限とする

## 【お問い合わせ先】

〒722-0017 尾道市門田町22番5号  
尾道市健康推進課 医療政策係  
電話：0848-24-1961

